

議案第三号

専決処分の承認を求めることについて

次の千葉県県税条例の一部を改正する条例について急施を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和七年四月十八日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年三月二十一日専決

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県県税条例の一部を改正する条例

千葉県県税条例（平成十九年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。
第七十四条の六第六項第一号を次のように改める。

一 次のいずれかに掲げる書類

イ 運転者に係る道路交通法第九十二条の規定により交付された運転免許証（技能教習を受ける者にあつては、その者であることを証明する書類）

ロ 運転者に係る道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期間の末日を証するに足りる免許情報記録個人番号カード（同条第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）

第七十四条の六第七項第一号中「前項第一号」を「前項第一号イ」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第一号ロに掲げる書類 運転者に係る道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期間の末日を証するに足りる書類（免許情報記録個人番号カードを除く。）

第八十条第六項第一号を次のように改める。

一 次のいずれかに掲げる書類

イ 運転者に係る道路交通法第九十二条の規定により交付された運転免許証（技能教習を受ける者にあつては、その者であることを証明する書類）

ロ 運転者に係る道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期間の末日を証するに足りる免許情報記録個人番号カード

第八十条第七項第一号中「前項第一号」を「前項第一号イ」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第一号ロに掲げる書類 運転者に係る道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期間の末日を証するに足りる書類（免許情報記録個人番号カードを除く。）

附 則

この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。